

独立行政法人教員研修センターにおける温室効果ガス排出抑制等のための実施計画

平成23年3月11日

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定）に基づき、独立行政法人教員研修センター（以下「センター」という。）における温室効果ガスの排出抑制等のための実施計画を以下のとおり定める。

一. 対象となる事務及び事業

センターの実施計画の対象となる事務及び事業は、センターが主として行う事務及び事業とする。

二. 対象期間

センターの実施計画は、平成22年度から平成24年度までの期間を対象とするものとし、その実施の状況、技術の進歩等を踏まえて、必要に応じ見直すものとする。

三. 目標

平成13年度比で、センターの事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量を平成22年度から平成24年度までの平均で8%削減することを目標とする。

四. 事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出実態

センターでは、実施計画の期間中、毎年度、センターの事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量の推計を行い、公表する。

五. 措置の内容等

1. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) 低公害車の導入

車の買い替えに当たっては、より温室効果ガスの排出の少ない低公害車を導入する。

(2) 自動車の効率的利用

- ① 車一台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。
- ② 待機時のエンジン停止、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- ③ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備を行う。
- ④ カーエアコンの適切な温度設定を行う。
- ⑤ 不要な荷物を積まない、急発進しないなど、燃費向上のための取組を行う。
- ⑥ 通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等の公共交通機関の利用を推進する。

(3) 用紙類の使用量の削減

- ① 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
- ② 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ③ 両面印刷・両面コピー・集約コピーの徹底を図る。

- ④ 内部で使用する各種資料をはじめ、会議へ提出する資料等についても特段の支障がない限り極力両面コピーとする。また、不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）については、再使用、再生利用の徹底を図る。
- ⑤ 使用済み用紙の裏面使用を図る。
- ⑥ A4判化の徹底による文書の一層のスリム化を図る。
- ⑦ 温室効果ガスの排出削減の観点から、ペーパーレスシステムの早期の確立を図るため、電子メール、文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用を推進する。

(4) 再生紙などの再生品や木材の活用

- ① コピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙を使用した製品を利用する。
- ② 文具類、機器類等の物品について、再生材料から作られたものの使用を推進する。

(5) その他

- ① 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。
- ② 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

2. 建築物の建築・管理等に当たっての配慮

(1) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建築資材等の選択

- ① 建設資材については、再生された又再生できるものを出来る限り使用するとともに、コンクリート塊等の建築資材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。
- ② 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。

(2) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。

(3) 水の有効利用

給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置する。

(4) 敷地内の緑化

センター等の敷地について植栽を施し、緑化を推進する。

(5) その他

1) 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

- ① 建築物の建築等に当たっては支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。
- ② 出入車両から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。
- ③ 建築業に係る指定副産物の再生利用を促進する。
- ④ 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。

2) 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

- ① 省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。

② 白熱灯の蛍光灯への切替えを極力図る。

3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出抑制等の配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

1) センターにおけるエネルギー使用量の抑制等

① 夏季における執務室での服装については、暑さをしのぎやすい軽装、いわゆる「クールビズ」を、冬季における執務室での服装については、快適に過ごせるよう適切な服装、いわゆる「ウォームビズ」を励行する。また、研修受講者への協力をお願いする。

② 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。

③ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間・閉庁日における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯（分灯）することとし、それ以外は消灯を徹底する。また、研修受講者への協力をお願いする。

④ トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。

2) センターにおける節水等の推進

① 公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等改善を極力図る。

(2) ごみの分別

① 事務室での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。

② 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に設置する。

③ 不要になった用紙は、クリップ・ファイル等の器具を外して分別回収するよう努める。

(3) 廃棄物の減量

① シュレッダーの使用は秘密文書及び個人情報に記載された文書の廃棄の場合のみに制限する。

② コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。

③ 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。

4. 職員に対する研修

(1) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

① 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

(2) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

① 国が主唱する環境関係の諸行事において、地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的な参加に便宜を図る。

② 希望する職員が地球温暖化対策に関する活動への積極的参加が進められるよう、休暇をとりやすい環境づくりを一層進める等必要な便宜を図る。

5. 推進体制の整備と実施状況の点検

① 本計画の策定・評価・点検は、センター総務部会計課において実施するものとする。

② 毎年度、本計画の実施状況について自主的に点検を行い、必要に応じ、本計画の見直しを行う。